

# 米子税務署からのお知らせ

## 年金所得者には 確定申告不要制度があります

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

(注1)所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(注2)所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。



## 申告書の作成・提出は e-Taxまたは郵送等で!

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。申告書はご自分で作成され、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」または郵送等により提出されることをお勧めします。

● 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。しかも24時間ご利用いただけます。

● e-Taxを利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続きができます。(1月15日から3月15日は24時間ご利用)

ただけます。(※ご利用には、事前に手続・準備が必要です。)

## 口座振替をご利用ください

申告所得税・消費税等の納税は、便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。

ご利用には「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成し、納期限までに税務署、または金融機関に提出していただく必要があります。

※既に口座振替をご利用の場合は、新たに提出していただく必要はありません。

### 【確定申告に関する 問い合わせ先】

米子税務署

☎324121(代)

## 平成24年分の確定申告書の受付

所得税	平成25年2月18日(月)から 3月15日(金)まで
消費税及び 地方消費税	平成25年4月1日(月)まで

※平成24年分所得税の確定申告期間は、2月16日(土)から3月15日(金)ですが、土・日曜日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

※なお申告書は、郵送等または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

## 申告相談の会場・日程

受付期間	平成25年2月12日(火)から 3月15日(金)まで ※還付申告については、平成25年2月15日(金)以前でも相談及び申告書の提出ができます。
場 所	米子コンベンションセンター (ビックシップ)
時 間	[受付] 午前9時～午後4時 [相談] 午前9時～午後5時

※上記受付期間中は、税務署では申告会場を設けておりませんので、ご注意ください。

■ 国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) ■ タックスアンサー [www.nta.go.jp/taxanswer](http://www.nta.go.jp/taxanswer)  
■ e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)